

企業評価WG とりまとめ（骨子案）

I. はじめに

- ・ 企業評価WGは、昨年12月22日の第2回建設産業政策会議において設置することが決定され、本年2月27日に第1回を開催して以降、3回にわたってWGを開催。
- ・ 本WGでは、10年程度のタイムスパンを念頭に、建設産業が「生産性」を高めながら「現場力」を維持していくために検討すべき建設業関連制度の基本的枠組みに係る課題のうち、企業評価や企業情報提供のあり方などについて議論を実施。
- ・ 具体的には、建設業が今後目指すべき姿を主に以下のように設定。
 - ・ 人口減少や高齢化に伴い、担い手不足が懸念される一方で、技術の進展や施工方法の多様化、新たなサービスの登場等が見込まれる中、高い生産性の下で適正な施工が確保され、建設生産物の利用者や消費者の利益が実現すること。
 - ・ 地域の守り手となる建設企業が将来的にも確保されることにより、地域のインフラの維持管理や災害対応が適切に行われる体制が確保されること。
 - ・ 発注に精通していない、又は発注を行う体制が十分でない発注者であっても、安心して建設工事の発注ができること。
 - ・ 建設工事の適正な施工が、より高い水準で実現されること。その際、専門工事業者が誇りを持って施工能力を発揮すること。
- ・ こうした建設業の将来像を実現するために、企業評価や企業情報提供の観点から取り組むべき環境整備について、以下の通り整理。
 - ・ 生産性向上や働き方改革に取り組む企業が適切に評価され、競争上不利にならない市場環境を整備すること。
 - ・ 地域のインフラの維持管理や災害対応を担う企業が適切に評価され、競争上不利にならない市場環境を整備すること。
 - ・ 建設工事における企業の選定に際し、発注者と受注者の情報の非対称性を解消すること。
 - ・ 専門工事業者が企業として評価され、適正な施工を実施できる優れた企業が評価される環境を整備すること。
- ・ 検討にあたり、建設企業の選定プロセスを大きく以下の3つに区分し、建設企業に関する企業評価や企業情報提供のあり方について検討。

- ①公共工事の発注者による、元請企業の選定
- ②元請の建設企業や発注者による、下請の専門工事業者の選定
- ③民間工事の発注者による、元請企業の選定

Ⅱ. 公共工事の元請企業に対する企業評価制度

1. 検討の必要性

- ・ 公共工事の企業評価は、公共工事の受注可否に影響を与え、結果的に評価を受ける建設企業の経営方針や企業活動に大きな影響を与える可能性がある。そのため、評価方法が公正かつ企業の実態に即したものとなっているか、産業情勢を踏まえて企業の努力を正當に評価・後押しするものとなっているかという点に留意し、必要に応じて適時見直しを行っていくことが不可欠。

2. 検討に際して当たって前提とすべき事項

- ・ 現在、地方公共団体をはじめとする多くの公共発注機関においてはランク分け制度が定着しており、それに基づき入札契約手続や建設企業の企業活動が行われている実態に鑑みれば、ランク分け制度に性急な変更の手を加えることは、発注機関・建設企業双方に多大な影響を与えるおそれ。
- ・ 本WGとしては、現行のランク分け制度を前提としつつも、建設企業の将来の望ましい姿を見据えながら、公共工事における企業評価制度について検討。

3. 検討の方向性

- ・ 現行の経営事項審査の評価項目を検証すると、X（経営規模）、Z（技術力）については、ランク分けの基礎資料として企業規模や技術力による企業の振り分けに寄与。また、Y（経営状況）は、現在は倒産企業数は大幅に減少しているが、依然として建設企業の倒産可能性は発注者にとって重要な関心事項。
- ・ このため、現行の経営事項審査に係る評価項目の大枠については維持することが適当。
- ・ その上で、建設企業に今日的に求められる役割を踏まえ、①生産性向上、②働き方改革、③地域貢献、の3点について積極的な取組を行う企業についての評価方法を検討。

(1) 経営事項審査の評価項目の見直し

①生産性向上に関する評価

- ・ 生産性の向上に積極的に取り組む企業が、新たな投資等を行うことで一時的なコストの増加につながり、競争上不利となる面も存在。
- ・ 建設企業の生産性向上に係る取組を今後も一層推進していくために、企業の生産性向上に対する努力を積極的に評価する環境を整備する方向で検討す

べき。

- ・ このため、企業における生産性を測る指標（例えば、一人あたりの付加価値）を評価項目として設定することを検討すべき。
- ・ また、企業の実産性向上に係る投資の今後の動向を踏まえ、ICT建機の保有状況や電子商取引の導入状況等を社会性項目（W点）で評価することも考えられるが、その際には、ICT施工等の様々な業種への普及状況や、当該投資の企業規模等における普遍性についても留意する必要。

②働き方に関する評価

- ・ 長時間労働の是正による工期の延長や人員の増加は、企業にとってはコスト増につながり、競争上不利となる面もあることから、こうした取組を行う企業が積極的に評価される環境を整備する必要。
- ・ 具体的には、働き方に関する国等の認定制度のうち、認定の要件として一定の時間外労働に係る条件が課されているものを取得している企業を加点評価することが考えられるが、その検討に当たっては当該認定制度の普及状況に留意する必要。
- ・ また、処遇の改善や担い手の確保の観点から、社会保険制度への更なる加入促進を図るため、社会保険未加入に関する減点の寄与を強化することを検討すべき。

③地域貢献に関する評価

- ・ 今後も、建設企業が地域の守り手としての役割を維持してゆくためには、災害対応等に備える建設企業が積極的に評価される環境を整備する必要。
- ・ 防災活動への貢献の状況についてより一層の評価がされるよう、例えば加点幅を拡大することなどを検討すべき。
- ・ また、地域の守り手としての建設企業の投資をより積極的に評価するために、小規模企業による建設機械の保有の評価を拡充するなど、建設機械の保有状況の加点方法の見直しを検討すべき。
- ・ その他、インフラの維持や除雪といった役務提供においても建設企業が活躍している実情に鑑み、維持や除雪を経営規模（X点）に反映した評価も併せて行うこととし、発注者が利用目的に応じて活用できる制度設計を検討すべき。

(2) 経営事項審査の申請書類等の簡素化

- ・ 経営事項審査の一部の確認書類や添付書類については、その作成や審査が申請者、許可行政庁双方にとって負担となっている部分が存在。
- ・ これらを踏まえ、生産性向上と働き方改革の観点から、添付書類も含めた電子申請化を含め、申請書類等を簡素化する方向で検討すべき。

- ・ なお、書類の簡素化を行うにあたっては、必要な審査精度を保てるよう十分な配慮が不可欠であり、提出書類に関する事後チェック体制の強化や、虚偽申請が発覚した際の処分の厳格化等についても併せて検討する必要。

(3) 適正な発注者別評価の推進

- ・ 発注者別評価は、個々の発注者が求める地域性・社会性等を評価項目として加えることで、地域にとってより適切な発注に資するものとするのが適当。
- ・ この点、発注者別評価において評価すべき項目やその効果について、その適切性を今一度再検討し、適切と考えられる項目等を再度周知することを検討すべき。
- ・ また、発注者別評価項目を設定せず、経営事項審査の結果のみでランク分けを行っている公共発注者も依然として相応に存在するなか、発注者別評価の導入を推奨し、地域特性に応じた評価を加味していくよう促すことを検討すべき。

Ⅲ. 専門工事業者に関する企業情報の提供

1. 検討の必要性

- ・ 将来にわたって、建設工事の適正な施工をより高い水準で実現するには、優秀な技能労働者がその能力に見合った適正な評価を受けるとともに、そのような技能労働者を継続的に雇用・育成し、高い施工能力を有する専門工事業者が、短期的な価格競争で排除されることなく適切に評価され、その評価に基づき元請企業が選定を行うといった好循環の構築が必要であり、こうした評価は専門工事業者の意欲の向上にも資する。
- ・ 加えて、今後、建設キャリアアップシステムの整備が進み、技能労働者、ひいては技能労働者を雇用する専門工事業者の適切な評価を行うことができる環境整備が進行。
- ・ こうしたことから、専門工事業者の企業評価（企業情報）を専門工事業者に求められる能力等の観点から「見える化」し、元請企業や、さらには各工事の発注者がこれらの情報を容易に入手できるようにすることにより、専門工事業者における企業選定の質の向上を実現する必要。

2. 検討の方向性

- ・ 以上を踏まえ、例えば、専門工事業者を、専門工事業者の特性を踏まえた指標に基づき評価する仕組みを試行的に導入し、その実施状況を踏まえて、将来的には更なる拡大・普及を進めていく方向で検討すべき。

- ・ 例えば、国土交通省において基本となる評価の項目や手法に係る基本的事項をガイドラインとして定め、各評価主体が当該ガイドラインに沿って評価を行う、といった手法について検討すべき。評価項目の設定等に当たっては、元請企業に対する評価制度とは異なり、例えば技能労働者の人数・能力や、機械の保有状況等を積極的に評価することが望ましい。
- ・ また、当該制度が広く定着するよう、元請企業等が当該制度を活用する方策や、専門工事業者が当該制度による評価を積極的に受けるための方策についても併せて検討する必要。

IV. 民間工事の元請企業に関する企業情報の提供

1. 検討の必要性

- ・ 民間工事における建設企業への発注に際しては、現状、制度化された企業評価はなく、特に個人等が発注者となる場合には、建設企業の情報を十分に得ることができない中で受注者の選定を行わざるを得ず、いわゆる情報の非対称性が存在。
- ・ 建設業界が将来、国民や消費者から今まで以上に信頼される業界となるためには、民間発注者も含めて各発注者により適切な施工能力を有する企業が選定され、良質な建設生産物が提供されることを通じて国民や消費者の利便が実現されることが重要。そのためには、建設企業の情報開示を進め、透明性を高めることで、民間発注者等が必要な情報を入手できる環境整備が必要。

2. 検討の方向性

- ・ 以上を踏まえ、民間工事の元請企業の企業情報（工事实績やアフターサービス等の情報に加えて、過去の不適切な施工等の情報等）を「見える化」し、民間発注者がこれらの情報を容易に入手できるようにすることが必要。一方、民間工事は様々であり、民間発注者のニーズも多様であるため、基本的な情報が適切に提供されるような仕組みを検討することが適当。
- ・ そのため、まずは多様な民間発注者のそれぞれが建設企業に関するどのような情報を必要としているのかについて実態を把握し、その上で、建設企業の情報開示を推進していくことを検討すべき。
- ・ 例えば、現在、許可申請時等に提出する書類（工事経歴書、財務諸表等）については、許可行政庁の窓口で閲覧することができるが、許可の電子申請化と併せて、これらの書類をインターネット上で公開し、広く閲覧できるようにしていくことを検討すべき。
- ・ なお、申請書類の閲覧の電子化を行うにあたっては、行政の公表する情報の精度にも十分な配慮が必要。提出書類に関する事後チェック体制の強化や、虚偽申請が発覚した際の処分の厳格化等についても併せて検討する必要。

- ・ その他に、許可申請時の提出書類以外の企業情報についても、各企業のホームページ等において積極的に情報開示を促す仕組みについて検討する必要。
- ・ 将来的には、民間工事を受注する建設企業に対する評価の仕組みを構築することを検討すべき。
- ・ その際、発注に精通していない民間工事の発注者が、これらの情報を有効に活用できるような環境整備についても併せて検討すべき。

V. 今後の進め方

- ・ 本WGでは、上記Ⅱ.で記載している通り、公共工事の元請企業に対する企業評価において、現行のランク分け制度を前提に検討。
- ・ しかしながら、所属するランクが上昇することで受注が困難となるようなケースも発生し、上位ランクを望まない企業が相応に存在しているという実態もあり、ランク分け制度そのもののあり方については、今後も引き続き問題意識を持って検討すべき課題として、議論を深めていく必要。
- ・ また、経営事項審査制度については、建設企業に求められる社会的役割が今後一層重要性を増してくることに鑑み、社会性（W点）のウェイトを重視していく必要があるとの意見があった一方で、社会性（W点）の評価項目が制定以来増加の一途をたどっていることから、これ以上項目を追加していくことは経営事項審査制度そのものを過度に複雑化させ、建設企業の基礎的な評価制度として無理が生じてくる可能性があるとの意見もあった。社会性（W点）のあり方については、このような多様な指摘を踏まえて引き続き検討する必要。
- ・ 今後、本WGのとりまとめを踏まえ、制度改正等の検討を進めるに当たっては、建設業を取り巻く状況の変化、関係者の合意形成、制度改正に伴う企業の評価結果の分布の変化、対応に要する時間等を考慮し、直ちに対応すべきものと中長期に対応すべきものを分けるなど、時間軸を意識して進めることが必要。
- ・ また、制度改正等の手段としては、法令や告示・通知の改正、マニュアルの発出など様々なレベルがあり、具体的な施策の内容に応じて、どのような手段で施策を実現するかについても検討が必要。